

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和2年10月20日午前9時00分総合センター第1・2講座室に召集する。

出席委員		欠席委員			
4	山田 悟	9	森本 初美	8	宮崎 知純
1	大森 薫之	10	大場 重信		
2	都村 尚志	11	山本 重憲		
3	西島 好弘	12	宮脇 久雄		
5	宮武 悟				
6	神餘 哲夫				
7	松浦 修				

農業委員会事務局出席者 書記 山口 将人

<議事日程>

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 利用権の終了農地返還通知について
- 報告第2号 農地法第18条農地返還通知について

その他

職務代理 挨 拶

職務代理 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は9番の森本委員と、10番の大場委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

職務代理 議案第1号 1番 農地法第3条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ペー

ジをご覧下さい。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所につきましては苗田の荒木組から南に50mぐらいのところになります。譲渡人は労働力不足のため今回のお話になったようです。譲受人は近くに多くの面積を耕作しており、その他、公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

職務代理 議案第1号1番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

大場委員 事務局より説明があった通りです。譲受人は近くに多くの面積を耕作しているため機械等もそろっております。周りの田んぼと一緒に耕作してもらえると助かると思います。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

職務代理 議案第1号1番について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理 議案第1号1番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第1号 1番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

職務代理 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1番 原案のとおり決定することにいたします。

職務代理 議案第1号 2番 農地法第3条許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。次のページをご覧下さい。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

今回の案件は譲渡人が農業を引退し、譲受人に農業経営を引き継ぐためのものです。

職務代理 議案第1号2番について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理 議案第1号2番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第1号 2番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

職務代理 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2番 原案のとおり決定することにいたします。

職務代理 議案第2号 番号1 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては庚申堂の踏切から東に30mぐらいのところ。譲受人は譲渡人の孫夫婦になり今回分家住宅を建てるということで今回の申請になったようです。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

職務代理 議案2号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

宮武委員 事務局から説明がありましたが、譲渡人の孫が家を建てるという話になったようです。土地改良区などの調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしくをお願いします。

職務代理 議案第2号 番号1 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 番号1 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第2号 番号1 農地法第5条許可について賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号1 は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理 議案第2号 番号2 農地法第5条許可申請について事務局より説明
をお願いします。

事務局 番号2 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書をご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
場所につきましては善通寺岡田線の象郷橋から東に約100mの場所
になります。譲受人の事業スペースが手狭になってきたため今回のお話
になったようです。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類
も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していません
ので、申請を受理致しております。

職務代理 議案2号 番号2について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

西島委員 事務局から説明がありましたが、仕事量が多くなったため資材置場を探
していたようです。申請地は本社から3分程度で管理しやすいのではない
かと思います。土地改良区などの調整も済んでおり、特に問題無いように
思います。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理 議案第2号 番号2 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 番号2 について決定することにご異議はございません
か。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第2号 番号2 農地法第5条許可について賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 番号2 は原案のと
おり決定することにいたします。

職務代理 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～2について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
よろしく願いいたします。

職務代理 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理 報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

職務代理 報告第2号 農地法第18条農地返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

職務代理 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

職務代理 事務局からその他をお願い致します。

職務代理 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

職務代理 次回は、11月20日（金）午前9時から琴平町役場3階大会議室で行います。

職務代理 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。